手数料

9　加盟国は、自国の権限のある当局が徴収する許可に係る手数料（注）が、合理的な、かつ、透明性を有するものであること、措置に定められた権限に基づくこと及び当該手数料自体が関連するサービスの提供に対する制限とならないことを確保する。

注　許可に係る手数料には、天然資源の利用料、特許の付与のための支払であってオークション、入札その他の差別的でない手段によるもの及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

資格の評価

10　加盟国は、サービスの提供に係る許可につき試験を要求する場合には、自国の権限のある当局が、合理的な頻度の期間ごとに当該試験を行い、及び申請者が当該試験の受験を申請することができるようにするための合理的な期間を与えることを確保する。加盟国は、費用、行政上の負担及び関係する手続の信頼性を考慮して、当該試験の受験の電子的様式による申請を受理し、及び実行可能な範囲内で当該試験の手続に係るその他の事項について電子的手段の利用を考慮するよう奨励される。

承認

11　加盟国の職業団体が職業上の資格、免許又は登録の承認に関連する問題について他の加盟国の職業団体との対話の機会を設けることに相互に関心を有する場合において、要請があり、かつ、適当であるときは、関係する加盟国は、これらの団体の対話を支援することを検討すべきである。

独立性

12　加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、自国の権限のある当局が、許可が必要なサービスを提供する者から独立した態様で、決定を行い、かつ、当該決定を実施することを確保する（注）。

注　この12の規定は、特定の行政上の機構を義務付けるものではなく、意思決定の過程及び決定の実施に関するものである。

公表及び利用可能な情報

13　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、協定第三条の規定を適用するほか、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者が当該許可を取得し、維持し、修正し、及び更新するための要件及び手続に従うために必要な情報を速やかに公表し（注）、又は書面により公に利用可能なものとする。当該情報には、存在する場合には、特に、次のものを含める。

注　この規律の適用上、「公表する」とは、官報その他の公の出版物又は公式ウェブサイトに掲載することをいう。加盟国は、電子的な公表を単一の窓口に統合するよう奨励される。

(a)　当該要件及び手続
(b)　関連する自国の権限のある当局の連絡先の情報
(c)　手数料
(d)　技術上の基準
(e)　申請に関する決定に係る不服申立て又は審査の請求のための手続
(f)　免許又は資格の条件に従うことを監視し、又は確保するための手続
(g)　公衆の関与のための機会（聴聞又は意見の提出を通じたものを含む。）
(h)　申請の審査のための指標となる日程
(i)　意見の提出の機会及び効力発生前の情報

14　加盟国（注）は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、次のいずれかのものを事前に公表する。

注　この14から17までの規定については、加盟国が特定の措置について利害関係を有する者及び他の加盟国と当該措置の採用の前に協議を行うための異なる制度を有していること並びにこの14に規定する代替手段が異なる法制を反映することを認識する。

(a)　一般に適用される自国の法令であって、1の規定の範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするもの
(b)　(a)に規定する法令についての十分な詳細を提供する文書であって、利害関係を有する者及び他の加盟国が自己の利益が重大な影響を受けるかどうか及びどのように重大な影響を受けるかについて評価することを可能とするもの

15　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、一般に適用される手続及び行政上の決定であって、1の規定の範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするものについて14の規定を適用するよう奨励される。

16　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、利害関係を有する者及び他の加盟国に対し、14又は15の規定に従って公表される措置の案又は文書に関する意見を提出するための合理的な機会を与える。

17　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、16の規定に従って受領した意見を検討する（注）。

注　この17の規定は、サービスの提供に係る許可につき措置を採用し、又は維持する加盟国の最終的な決定に影響を及ぼすものではない。

18　加盟国は、14(a)に規定する法令を公表するに際し、又はその公表の前に、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、当該法令の目的及び理由を説明するよう奨励される。

19　加盟国は、実行可能な範囲内で、14(a)に規定する法令の条文の公表とサービス提供者が当該法令を遵守しなければならない日との間に合理的な期間を置くよう努める。

照会所

20　加盟国は、1に規定する措置について、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける（注）。加盟国は、協定第三条及び第四条の規定に従って設置される照会所及び連絡所又は適当な場合には他の仕組みのいずれかを通じて当該照会に応ずることを選択することができる。

注　照会に回答するための仕組みが適当かどうかを決定するに当たり、資源の制約が要素となり得ることが了解される。

技術上の基準

21　加盟国は、自国の権限のある当局に対し、技術上の基準を採用する場合には、開かれた、かつ、透明性を有する手続を通じて策定された技術上の基準を採用するよう奨励し、及び技術上の基準を策定するために指定された団体（関係国際機関（注）を含む。）に対し、開かれた、かつ、透明性を有する手続を利用するよう奨励する。

注　「関係国際機関」とは、少なくとも世界貿易機関の全ての加盟国の関係機関が参加することのできる国際機関をいう。

措置の策定

22　加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、次のことを確保する。

(a)　当該措置が客観的な、かつ、透明性を有する基準（注）に基づくこと。

注　当該基準には、特に、サービスを提供する能力（加盟国の規制上の要件（健康上及び環境上の要件等）に適合する方法によりサービスを提供する能力を含む。）を含めることができる。自国の権限のある当局は、各基準に与えられる重要性を評価することができる。

(b)　手続が公平であること及び申請者が要件を満たすかどうかを証明するに当たり手続が適当なものであること（証明すべき要件が存在する場合に限る。）。
(c)　手続それ自体が、要件が満たされることを不当に妨げないものであること。
(d)　当該措置が男女の間で差別しないものであること（注）。

注　この(d)の規定の適用上、合理的かつ客観的な異なる待遇であって正当な目的を達成することを目的とするもの及び加盟国による男女の間の事実上の平等を促進することを目的とする一時的かつ特別な措置の採用については、差別とはみなさない。